

COP18 における決議 11.15 の修正提案

科学施設登録制度に関するワシントン条約第 7 条第 6 項及び決議 11.15 について、COP18（5 月 23 日～6 月 3 日、スリランカ）における議題として、事務局等から修正提案が提示されているところ、主な内容は以下の通り。

- （１） 条約第 7 条第 6 項の科学施設に「診断・法医学研究施設（diagnostic and forensic research institutions）」を追加。
- （２） 締約国は、科学施設の CITES 事務局への登録時に、当該科学施設が、①分類学、②種の保存研究、③診断・法医学研究施設のうち、どの分類に当てはまる施設かを明示。
- （３） 登録科学施設は四半期ごとに輸出入実績を管理当局に報告。
- （４） 締約国は、CITES 事務局に登録科学施設の名称及び住所に加え、e-mail アドレス、電話番号のコンタクト情報を提供。
- （５） 締約国は登録科学施設を更新（管理当局の裁量による）。CITES 事務局は 5 年ごとに締約国に対し、登録科学施設の見直し、更新及び伝達を要請。